

平成24年2月1日

「暴力団排除条例全国施行その2～ビジネスチャンスを放棄しないために」

森原憲司法律事務所

弁護士 森原憲司

## 1、暴力団排除条例全国施行から2カ月経過して気になる「過剰反応」について

暴力団排除条例（以下「暴排条例」）が、平成23年10月1日の東京都と沖縄県の暴排条例施行をもって全国完全施行されたことは前回触れたとおりです（平成23年11月4日付の「暴力団排除条例全国完全施行」をご参照ください）。

全国完全施行から2カ月経過したところで、企業の暴排条例対応について、少し気になる点が出てきました。それは、全国の暴排条例におおむね共通する規定として置かれている利益供与（助長取引）の禁止規定<sup>1</sup>についての過剰反応です。

例えば、ある不動産開発プロジェクトで、複数の地権者から土地を買い上げて開発を行う際に、対象不動産の中に1筆でも暴力団関係者の不動産があれば開発を断念しなければならないのかといった議論があるようです。さらに言えば、開発予定地の隣地に暴力団関係者の不動産があるに過ぎない事案で、測量等の場面で接点が生じるとしてプロジェクトを棚上げにすべきかといった議論もあります。この他にも、金融機関が融資する際に、融資先に全く問題がない場合でも、融資先がその融資金をもって取引する先の属性に問題がある場合に融資を実行するか否かといった問題もあります。

## 2、暴排条例によってビジネスチャンスを放棄することになっていないか

これらの問題は、まず暴排条例に抵触するか否かということを検討したうえで、風評リスクについてもきちんと検討しなければ正しい答えを導き出すことはできません。

しかし、実際には、暴排条例に抵触するか否かというリーガルリスクを十分に検討することもなく、風評リスクについて非常にラフなあてはめを行って、「取引見送り」といった結論を出してしまうこともあるようです。具体的には、暴力団関係者の影が僅かでも見えたら、その関係者が当該取引においてどのような位置付けにあるかを検討することもなく、取引を断念するといった判断がなされることもあるようです。「友達の友達のその友達が暴力団関係者なら近付かない」といった状況とも言われています。こうなると、ほとんど「触らぬ神に祟りなし」に近い発想です。たしかに危なそうなところに近づかなければ怪我をすることはないのでしょうし、なかには本当にリスクのある取引もあるでしょう。

しかし、当該取引が暴力団関係者との関係でリスクがありそうに見えても、精査すれば十分にコントロール可能なリスクに過ぎない案件を簡単に諦めてしまうのは、ビジネス

スチャンスを放棄するに等しいと言わざるを得ません。

### 3、暴排条例は何のために存在するのか

もともと暴排条例は、暴力団の資金源を断ち切ることに主眼があります。暴力団の資金源を断ち切るには、取引の相手方となる事業者に対しても、暴力団関係者（条例によって、利益供与の相手方については「暴力団員または暴力団員が指定した者」「規制対象者」等、様々な定め方がありますが、本稿では「暴力団関係者」として説明します）と一定の取引をすることについて制裁を科すなどして、暴力団を取引社会から排除する環境を整備する必要があります。実際に全国的に見ても、利益供与（暴力団の活動を助長する等の取引）に関連する事項に罰則等の制裁を科す暴排条例は少なくありません（東京都、福岡県、神奈川県、群馬県、宮城県、広島県等）。そのような規制が実をあげて暴力団が排除された取引社会は、私的自治のルールが妥当する健全かつ自由な活力ある取引社会となるはずです。

このように暴排条例は、取引社会から暴力団を排除するとともに、真面目に事業活動を行っている者の事業活動の健全な発展に寄与することを目的とするもので、本来、経済の活性化に資すべきものなのです（暴排都条例第1条参照。他の多くの地方自治体の暴排条例にも同種の目的が記載されています）。ところが、実際には事業者が萎縮してしまい、経済の活性化どころか、不景気な日本にさらなる不景気を呼び込むことにもなってしまうような既述のビジネスチャンスの放棄ともいえる判断が散見されます。

### 4、過剰反応の原因

暴排条例に対する過剰反応と類似した状況を私たちは過去に経験しています。平成17年に個人情報保護法が施行されたとき、行き過ぎた個人情報不開示が散見され、国民生活センターから過剰反応に関するレポートが出されるほどでした<sup>2</sup>。

このような過剰反応が発生した原因は、個人情報保護法という大変注目された新法に対する理解が十分に浸透していなかったということにつきます。

暴排条例についても個人情報保護法施行時の混乱と類似した状況にあるとよいと思います。そして過剰反応の原因は、暴排条例についての理解不十分に起因するものがほとんどではないかと思います。このことは、島田紳助の引退記者会見を契機にマスコミがこぞって暴排条例、とりわけ利益供与（助長取引）違反を採り上げたことも関係していると思われます。当時のマスコミの採り上げ方は次のようなものです。

「宅配ピザを暴力団組長宅に3枚届けるなら、暴力団の活動の助長とはなる可能性は低いですが、20枚となると暴力団の活動の助長となる可能性が高くなります。」というレポートに対して、キャスターが「じゃあ10枚ならどうなるんですか。基準が不明確で分かりにくいですね。これで罰則となると怖いです。」

この類の報道が少なくありませんでした。宅配ピザは何枚からアウトとか、出前の寿

司は何人前からアウトなどという基準を出せるはずがなく、明確な基準を出せないから不明確などというのは短絡的な議論です。しかし、ともあれ利益供与（助長取引）について、「なんとなくよく分からない」という意識が広まってしまったようです。

## 5、警視庁「東京都暴力団排除条例Q&A」

このような混乱を受けて警視庁から「東京都暴力団排除条例Q&A」がリリースされました<sup>3</sup>。このQ&Aを読めば、暴排都条例の大枠はほぼ理解できます。

しかし、例えばQ&Aの「どのような行為が利益供与違反になるのか？」に列挙された「違反となるケース」「違反とならないケース」を読めば、企業の実務を行ううえでの様々な判断に即座に役立つかという点必ずしもそうでもありません。というのは、Q&Aで示される「違反となるケース」「違反とならないケース」は、少なくとも企業で暴排に携わる担当者であれば簡単に仕分けできる「わかりやすいケース」がほとんどを占めるからです。実際に、銀行の研修で複数の銀行の支店長に「違反となるケース」「違反とならないケース」の正誤のテストを行ったところ全員全問正解でした。試みに、次の3つのケースについて、利益供与に該当するかどうか考えてみてください。

- ① 「内装業者が、暴力団事務所であることを認識した上で、暴力団事務所の内装工事を行う行為」
- ② 「ホテルの支配人が、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を貸し出す行為」
- ③ 「印刷業者が、暴力団員の名刺や組織で出す年賀状等の書状を印刷する行為」

いかがでしょうか。①から③の全て利益供与となります。いずれも企業担当者が、悩むことなく正しく判断ができるのです<sup>4</sup>。

しかし、実務的には、Q&Aに書かれていない事例で担当者は悩むのです。では、どう対応すればよいのでしょうか。その答えは、暴排条例とりわけ利益供与（助長取引）違反を正確に理解することにつきます。

## 6、利益供与（助長取引）違反の正確な理解と問題解決

まず最初に、少なくとも、本稿を目にされる企業において、利益供与（助長取引）違反になる企業などおよそ想定できないということを指摘しておく必要があります。それは、条例の規定上、利益供与（助長取引）違反になるケースは極めて限られてくるからです。

以下、暴排都条例第24条を例に検討します。

### 1) 四段制裁と二段制裁

暴排都条例の利益供与（助長取引）禁止に関する規定は、「勧告⇒公表⇒命令⇒罰則」という四段制裁と、「勧告⇒公表」という二段制裁を用意しています。

まず四段制裁の対象となるか、二段制裁の対象となるかの分岐点は、「(暴力団の威力

の「利用意図」の有無です。すなわち、暴力団の威力を利用して債権回収や賃借人の立ち退きを依頼すれば四段制裁の対象となり、最悪の場合、罰則を科せられることとなります。まともな企業が暴力団を利用する意図をもって取引を開始することなどありえないことですから、この段階で読者の皆様の企業に四段制裁（勧告⇒公表⇒命令⇒罰則）が科される可能性はなくなります。

## 2) 取引の相手方が暴力団関係者であることの認識

では、二段制裁の適用が考えられる場面とはどのような場面でしょうか。それは、「(暴力団の威力の) 利用意図」はないが、①取引の相手方が暴力団関係者であることを認識し、かつ②暴力団の活動を助長することを認識していた場面です。取引の相手方が暴力団関係者であることが分かれば、その取引が暴力団の活動を助長するかどうかを検討するまでもなく当該取引には立ち入らないのが通常ですから、実際には二段制裁が適用される場面もほとんどないということが理解できると思います。

以上が利益供与（助長取引）禁止規定の大枠です。

## 3) 悩ましい問題へのあてはめ

それでは、この利益供与（助長取引）禁止規定の大枠に、先の悩ましい事例の一つをあてはめてみましょう。ある不動産開発プロジェクトで、複数の地権者から土地を買い上げて開発を行う際に、20筆の対象不動産の中に1筆だけ暴力団関係者所有の不動産があるとき、その1筆を買い取ることは利益供与となるのでしょうか。

当該企業は、当該1筆の土地の所有者が暴力団関係者であることを認識していれば、取引の相手方が暴力団関係者であることの認識は「ある」ということとなります（先の①要件を充足することになります。）。暴力団の活動の助長という点については、固定資産である不動産が現金に換わるという点に着目すれば「助長」と評価される可能性はゼロではないかもしれません（先の②要件を充足する可能性があります。）。

しかし、この不動産開発プロジェクトを、20筆の中の1筆を暴力団関係者が所有することをもって断念するという判断はいかにもおかしいと思います。不動産が現金に換わる点に着目すれば、流動性のある資産になると言えるかもしれませんが、仮にそうであってもそれをもって直ちに「助長取引」となるわけではありません。暴排都条例の利益供与規定は「その他正当な理由がある場合には、この限りではない。」と定めています（暴排都条例第24条3項但書）。この規定の「正当な理由がある場合」に該当するか否かをきちんと検討したうえで結論を出すべきです。現時点でどのような理由をもって「正当な理由」と言えるのかということについては、実務の蓄積を待つ必要がありますが、きちんとした事業計画を携えて外部専門機関（弁護士、警察、暴追センター）を交えて正面から協議すべきです。「正当な理由」をきちんと検討することによって、正当な事業活動を自粛するといった選択は可及的に排除できるのではないのでしょうか。

## 7、暴排条例にどう向き合うべきか

こと「利益供与」の問題となると、先の暴排条例の規定を精査することなく、当該不動産開発プロジェクトのファイルの中に『『暴力団』という文字』が出てくるという一事をもって思考停止になってしまう現状があるようです。あたかも暴排条例に「暴力団が僅かでも関係する取引はその関係の態様如何を問わず行ってはならない。」といった規定があるかのような対応です。むしろ、そのような規定は暴排条例にはありません。それどころか、

警視庁の暴排都条例の解説には、「暴力団との関係遮断のきっかけがなく、徒に関係を持ち続けていた都民等にとって関係遮断に向けた『大義名分』あるいは『お墨付き』を得たということの意味するものである。」という、「暴排都条例の有効な活用の仕方」といってもよい一節まで記載されています<sup>5</sup>（この一節は全国の暴排条例にあまねく妥当するものと考えてよいでしょう）。暴排条例は、企業暴排の有効なツールとして活用すべきものであって、正当な事業活動を委縮させるものではありません。暴力団との関係遮断は、事業活動に付帯する多くのリスクをコントロールするという課題のひとつに過ぎません。暴排条例全国完全施行をもって過剰反応する必要など全くありません。本稿がそのことを再確認するきっかけとなれば幸いです。

<sup>1</sup> 東京都暴力団排除条例第24条1項「事業者は、その行う事業に関し、規制対象者が次の各号のいずれかに該当する行為を行うこと又は行ったことの対償として、当該規制対象者又は当該規制対象者が指定した者に対して、利益供与をしてはならない。」

<sup>2</sup> 国民生活センターURL：[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20051107\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20051107_2.html)

<sup>3</sup> 警視庁Q&A：[http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo\\_q\\_a.htm](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sotai/haijo_q_a.htm)

<sup>4</sup> もとより警視庁の「東京都暴力団排除条例Q&A」は、ひろく都民に暴排都条例を分かりやすく解説するものですから、企業担当者にとって容易に判断できるケースが示されているからといってその効用を否定するつもりは全くありません。

<sup>5</sup> 警察学論集第64巻第5号「東京都暴力団排除条例の制定について」飯利雄彦論文

#### 著者略歴

昭和59年 専修大学法学部法律学科 卒業  
平成5年 司法研修所入所（司法修習期47期）  
平成7年 東京弁護士会 入会  
虎門中央法律事務所入所（代表弁護士今井和男）  
平成12年 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）入社  
平成13年4月 アフラック法務部長  
同 年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策特別委員会委員  
（平成19年6月まで）  
平成16年4月 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》  
総合研究所 学外研究員（平成17年3月まで）  
平成17年10月 森原憲司法律事務所開設  
同 年7月 東証2部上場企業第三者コンプライアンス委員会委員  
（平成20年6月まで）  
平成22年10月 日本CSR普及協会会員

「苦情・クレーム対応とコンプライアンス」「反社会的勢力対策とコンプライアンス」「リーガル3分ゼミ」（日経月曜朝刊法務面）「ケースで学ぶ苦情・クレーム対応（DVD）」、「コンプライアンス態勢の作り方とプログラムの活かし方」「遵法経営を確立するコンプライアンス・プログラムの策定と運用の実務」「公益通報者保護法～これだけは押さえておきたい基本と運用ポイント～」 「生命保険と個人情報保護」等の著書や論稿多数。

#### 主要取扱分野

企業法務、金融法務、労働事件（各種ハラスメント対策）、生保不正請求対策、反社会的勢力対策、名誉毀損事件、内部通報受付窓口

#### 筆者への問合せ先

〒105-000 港区西新橋3-11-6 西新橋プラザビル7階

電話：03-5405-2220（代表）

FAX：03-5405-3390

Email：[morihara-law@lake.ocn.ne.jp](mailto:morihara-law@lake.ocn.ne.jp)

掲載日：平成24年2月20日